

介護・医療連携推進会議、運営推進会議において実施される評価の取組みについて

運営推進会議又は介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）を活用して行う評価について、福山市における具体的取扱いは次のとおりとする。

1 趣旨

従来の外部評価機関による評価が必須とならなくなる中で、引き続き、提供するサービスの評価を事業所が運営推進会議等を活用し、客観性をもって行うことにより、さらなるサービスの質の向上につなげるものとする。

2 出務依頼

評価及び運営推進会議等への報告を議題とする際は、出務依頼書にその旨記載し、開催日の前月 20 日までに担当課へ提出すること。

3 参加者への説明

事業者は、運営推進会議等を活用した評価の実施にあたり、会議の参加者に対しその趣旨について説明を行う。

4 参加者の負担軽減への配慮

評価及び運営推進会議等への報告は厚生労働省通知（平成 27 年 3 月 27 日付け老振発第 0327 第 4 号、老老発第 0327 第 1 号）及び当該通知の別紙参考例を参考に行うが、より多くの地域住民等の協力が得られるよう、また参加者の負担とならないよう、次の点に留意する。

○資料については事前に求めがない限り当日配布し、要点を説明することで足りる。また、会議の所要時間は他の開催時と変わらない時間内に収めるものとする。

○小規模多機能型居宅介護については、「地域かかわりシート①」及び「地域かかわりシート②」（別紙 2－3）は使用しないこととする。

5 自己評価結果の説明

事業者は運営推進会議等において、評価の趣旨、目的、概要並びに評価の高い項目又は評価の低い項目の評価理由等について簡潔に説明し、他の会議参加者の意見を求め、疑問に答える。

なお、当該評価の前提として、運営推進会議等ごとに、活動状況を報告し、会議参加者から要望、助言等を受けるなど、日頃から提供しているサービスの内容等を明らかにしておくこと。

6 運営推進会議等における評価の記録及び提出

運営推進会議等で出された意見については、事業所において記録するとともに、評価に係る項目の参考例を基にした評価結果に反映させること。

評価結果等は市（介護保険課事業者指導担当）へ提出すること。その際、厚生労働省通知別紙1または別紙2の2を参考にした様式を使用する場合は、様式の右上など分かりやすい場所に事業所名及び運営推進会議等の実施日を付記すること。

●サービス種別と市へ提出する厚生労働省通知に示す評価結果等の参考例の対応表

サービス種別	参考例
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	別紙1：自己評価・外部評価評価表
小規模多機能型居宅介護	別紙2-2：事業所自己評価
	別紙2-4：サービス評価総括表
認知症対応型共同生活介護	別紙2の2：自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール
看護小規模多機能型居宅介護	別紙3-3：運営推進会議における評価